

対馬番家(小宮家)文書関係地名
(下線は小宮家関係)

〔資料紹介〕

「対馬番家(小宮家)文書」

「対馬番家(小宮家)文書」は対馬島府中(厳原)藩の藩士であった番家に伝来した文書であり、当館が昨年度古書肆より購入したものである。

内容は大きく二つに分かれ、小宮氏に関する中世文書一巻一六通(目録のA)と、番家に関する近世・近代文書約一八〇点(目録のB・E)から成る。両者が合わせて伝存した事情は定かでないが、近世初期に小宮家から番家に入嗣して両家は縁続きとなっており、そのことが関係しているものと思われる。内容的には両者は直接関係がないが、宗氏の判物類については、結果的に一四世紀末から幕末までの歴代がほぼそ

ろう形になっている。

以下、それぞれの概要について紹介したい。(中世文書については全点の写真と積文を末尾に掲載した。)

小宮氏関係文書(A)について

中世文書は一六通存在し、うち一二通の宛所を持つ文書はすべて小宮氏宛てであり、残りの四通も、内容から小宮氏に関するものであることはほぼ間違いない。小宮氏は、文書に現れる知行地などから見ると、対馬下島北部の伊奈郡付近に勢力を持っていた国人と思われる。

文書の内容は、知行宛行、官途状などの判物類が多くを占めるが、在地支配に関わるものも含まれている。A-4、5は「はいとまり浦(早留浦)の「百姓」を書き上げたもので、その中に「かつきめ(潜女)」が見られるのも興味深い。A-14も同じ早留の被官の人返しに関する文書である。なお、この一六通のうち九通は、近世に藩の行なった文書調査の一つ『享祿馬廻御判物帳』の中に収録されている。参考までにその目録を示すと表1のようであり、知行関係の判物はすべて含まれている。逆に応永

岩城卓二
小島道裕

三二年(一四二四)の宗貞盛書状は、先述したA-4、5の「かつきめ」に関するものだが、現在の番家文書の中には見当らない。

また、これとは別に、同様の文書集である『伊奈郡御判物写』⁽⁴⁾には小宮氏宛ての文書一四通が収められており、これも参考までに目録(表2)を掲げた。人名に一致するものはないが、1の文書の知行地が番家文書のA-2などと一致する他、番家文書に見られる地名と近隣のものが多く、近い関係にある同族の文書と見ることができよう。⁽⁵⁾

註

(1) 現在の上対馬町大字一重字南風泊(はえどまり)に比定されている(『日本地名大辞典 長崎県』一九八七年、角川書店)。

(2) 貞享四年(一六八七)、『長崎県史 史料編一』(一九六三年、長崎県)七一四〜七二六頁。なお、番氏は貞享三年に、「此方之御判ニ相添置申度」ため、小宮氏から系図を借りて写していることが知られ(C-1)、この時の調査に備えたものかと思われる。

(3) はやとまりのかつきめの事、せんきの御公事をうしない候て、かつかぬみ之申候事、もつたいなくハ、せんれいにまかせて、御くうしの事、かたくさいそくいたさるへく候、なをもいはいつかまつり候ハ、一つさしにあいかけ候て、二つなかさをいたすへく候、恐々謹言、

応永三十一年

正月廿三日

貞盛御判

小宮将監殿

〔長崎県史 史料編一』七一五〜七二六頁〕

(4) 『長崎県史 史料編一』二八六〜二八八頁、二九四頁。

(5) 対馬御在任の齋藤弘征氏の調査によれば、『宗家文庫史料目録』には、第卅四大区榎滝村在任の士族小宮八郎治所蔵として、Aの内八点が収められており(記録類Ⅱ A一四八(三三)、Bの知行関係の判物一〇点も収録されている。江戸末期の『八郷給人分限帳』(安藤良俊・梅野初平編『対馬藩分限帳』一九九〇年、九州大学出版会)の榎滝村の項にも、文禄以前からの旧家とし

て「御馬廻格 小宮大之允」が見え、榎滝は中世は仁田の一部であることから(『日本地名大辞典 長崎県』)、中世小宮氏の直接の御子孫と思われる。明治維新後に没落した番家の文書を吸収したとも考えられるかもしれない。また表2と思われる中世文書などの所在も確認されている(『東京大学史料編纂所報』二四、一六一頁)。

(小島 道裕)

番家関係文書(B・C・D・E)について

B・C・Dには近世、Eには近代文書を収めた。総点数は約一八〇点であるが、Bの宗氏判物類、Cの追腹一件を除けば一九世紀以降の文書が大半を占める。まず近世における番家の概略を述べ、次に項目ごとに簡単な説明を加えることにしよう。

さて番家の略系図を別に示したが、本文書から同家について知ることができるのは忠左衛門成安以降である。忠左衛門成安は中世文書が伝来したと思われる小宮右馬介家からの養子であり、Cの追腹一件に関わる人物である。初代柳左衛門成時は末永六之助、末永権九郎と関わりがあったことが推測されるが詳細は不明だ(B-2・5)。また一時期「番野」と称しているが、この理由も判然としない。内蔵助、忠左衛門とともに杉村四郎左衛門家からの養子であるが、これは権右衛門の三男が杉村家の養子となった縁からであろう。以後、三代目柳左衛門時保、縫殿介と続くが、本文書にはこの兩名に関わるものが最も多く残されている。なお二代目柳左衛門は早世のため家督相続をしていない。

近世初頭府中藩では地方知行が多く、番家は寛永二十年(一六四三)佐護村、明暦二年(一六五六)仁位郡青梨原を知行した。寛文二年(一

六六二) 藩は地方知行を蔵米知行に改めるが、このとき柳左衛門成時は高一〇〇石を宛行われた。その後柳左衛門は加増をうけ、天和二年(一六八二)に二六〇石となったのちは番家の知行高は増減していない。府中藩の家臣は府内土と給人に分かれ、さらに府内土は御馬廻、大小姓、御徒士から成るが、番家は馬廻に属した。番家歴代の勤役は表3に示したとおりであるが、勤役に関する文書は縫殿介のものが若干残されている程度である。

次に項目ごとに本文書の特徴を述べていこう。

Bには番家に遣わされた知行宛行状、名字状、書状など宗氏判物類を取めた。宗氏歴代藩主の殆どの判物が残されている。

C番家は系図・系図調べ、宗旨目録、追腹一件、武術・学芸・音信に分けた。御奉公帳抜書(C-5)には柳左衛門成時以降の勤役が詳細に記されており、番家歴代の勤役の変遷を知ることができる。また分家と思われる御馬廻・高八〇石番家、大小姓・三人扶持二十俵番家の奉公帳も残されている(C-4)。追腹一件には万治元年(一六五八)、藩主宗義成に殉死した番野忠左衛門成安に関する文書を収めた。殉死は近世初頭広くみられたが、寛文三年(一六六三)幕府は不義・無益を理由に殉死を禁止する。本文書に残された忠左衛門の殉死一件は幕府が殉死を禁止する直前のものであること、殉死に臨む忠左衛門の心情を本人が書き残した文書から直接窺えること、殉死に対する周囲の対応を知ることができることなどから本文書のなかでも特に興味深い内容である。また忠左衛門を追ってその家臣鰐淵長右衛門(長兵衛)も殉死したが、近世後

期になるとそのことが美談として強調され、困窮に苦しむ鰐淵家への助成がたびたび藩に願い出られている。このような殉死関係の文書が宗氏判物類とともに代々番家に伝来したことは、武士の家にとっての殉死の意味を考える素材となる。武術・学芸・音信は弓始のときの年寄衆の達書が中心である。三代目柳左衛門時保は特に武芸に優れていたようである。年寄衆の達書では弓芸の修練ぶりが賞美されている。

表3のとおり、歴代番家の当主は様々な要職に就任しているが、残念ながらその勤役に関する文書は殆ど残されていない。府中藩士ならではの朝鮮関係の勤役についても、たびたび渡鮮していることが確認できるにもかかわらず、書状を中心に若干残されているにすぎない。

E近代文書は明治初年から三十年代後半まで一五点が残されているが、特にまとまったものはない。

註

(1) 斎藤弘征氏のご教示によると、現行の行政地名は下県郡豊玉町仁位字青梨原である。

表1 『享禄年迄馬廻御判物帳』所収文書

△文書名▽	△日付▽	△宛所▽	△備考▽
1 宗貞茂知行宛行状 (三九七)	応永 六・三・八	小宮六郎	番家文書 A1
2 宗貞茂知行安堵状 (四〇〇)	応永 七・四・二〇	小ミヤの将監	A2
3 宗貞茂知行安堵状 (四〇〇)	応永 八・〇・五	小宮将監	A3
4 宗貞盛知行預け状 (四三三)	応永 元・三・三三	小宮主計允	A6

表2 『伊奈郡御判物写』所収文書

番号	文書名	日付	宛所	備考
1	宗資茂知行宛行状	応永三〇・四	小宮五郎	伊奈郡道心跡
2	宗資茂知行宛行状	応永三〇・三・三	小宮二郎	伊奈郡百沙むぎの五口 五もん
3	宗貞盛知行宛行状	永享四・六・一	小宮四郎	筑前国山鹿庄折尾郷内今 富名
4	宗資茂知行宛行状	永享五・二・〇	小宮左京	伊奈郡仁多ゆみのはら野 瀬跡
5	宗資茂書下	永享五・二・〇	小宮又左	伊奈郡さいちようちたら ん事
6	宗貞盛知行宛行状	永享八・八・三	小宮四郎	対馬峯郡内にゑのようとう
7	宗貞盛知行宛行状	永享九・三・六	小宮四郎	五ねうのせそかま
8	宗資茂書下	天文四・四・三	小宮左京佐	つきのう□はたけ云々
9	宗貞顯知行安堵状	永正七・二・四	小宮六郎	諸公事、売地・買地
10	宗盛次知行安堵状	大永五・八・〇	小宮藏人助	ゆミのはら他
11	宗盛次書下	大永七・二・三	小宮藏人助	継目判之事
12	宗盛勝書下	天文三閏二・三	小宮彦八郎	継目判之事
13	宗彦熊丸書下	天文九・四・四	小宮彦三郎・ 糸瀬彦八	ゑつしゆさまの御判形云々
14	某康家書下	天文九・六・四	小宮彦八郎	ミねみちの田について

表3 番家歴代勤役の変遷

名	勤役の変遷
番柳左衛門	正保元御奉公、御小姓↓慶安4江戸御供↓承応2江戸御供↓承応3江戸御供↓明暦元万松院送使↓明暦3江戸御使者↓万治2漂流人諸送使者↓寛文2御銀山奉行↓寛文3江戸御供↓寛文4大目付↓寛文5朝鮮御代官↓寛文6御取次役↓寛文7江戸御供↓寛文8江戸御供↓寛文10御支配杉村采女殿取次役、江戸表御使者↓寛文12杉村采女殿渡鮮につき先向逗留↓延宝元御銀山奉行↓延宝2御勘定役↓延宝3渡鮮↓延宝5江戸御供↓延宝7渡鮮↓延宝8京都下向↓天和3勘定役御免、御銀山奉行↓貞享2江戸御使者↓元禄4京都下向↓元禄7多田與左衛門殿渡鮮につき起船主↓元禄10江戸下向↓元禄16上使様方長崎へ御越しにつき御使者↓宝永元病死延宝8御奉公↓天知3御銀山支配↓貞享2江戸御留守番↓元禄2長崎へ御使者↓元禄3町廻役↓元禄6江戸御留守番↓元禄9一特送使正官人↓元禄16副特送使正官人吉川八郎左衛門名代として渡鮮↓宝永元家督相続↓宝永2唐船漂着につき船番↓宝永3江戸御留守番の御使者、桂長老送りの御使者↓正徳元朝鮮通信使馳走人↓享保4信使御留守中奥御番↓享保10副特送使副官人↓享保15夜番御免↓享保16隠居、嫡係内蔵之助家督相続↓享保18病死
番柳左衛門	宝永2御奉公↓正徳3江戸御小姓組↓享保16病死
番内蔵之助	享保14御奉公↓享保16家督相続↓元文5御留守奥御番頭↓延享2大目付飯役↓延享3御留守奥御番頭、大目付飯役御免の後、再勤、再御免↓延享4御隠居所御用人、同御免↓寛延3御留守奥御番頭↓宝暦5御留守奥御番頭↓宝暦7御留守奥御番頭↓宝暦10病死
番内蔵助	宝暦10家督相続↓宝暦12半元服↓明和3病氣につき有馬へ入湯、江戸へ療治、御小姓組御雇、元服↓明和4海陸御使者番雇↓明和6病死
番忠左衛門	明和7家督相続↓明和8元服↓天明7以酩庵和尚御馳走役↓寛政元以庵和尚送使↓寛政6副特送使正官人↓寛政9御陣道具奉行↓寛政10御鎗奉行↓寛政12御旗奉行、御鉄砲頭、御弓頭、御留守奥御番頭↓文化元御弓頭御免、館守役↓文化4□守役、御弓頭↓文

番柳左衛門

化5 忠左衛門と改名↓文化6 御弓頭御免↓文化7 御弓頭↓文化10 御用人助番、同御免↓文化15 御弓頭御免↓文政元 重科人取逃しにつき閉門、閉門御免の後蟄居↓文政2 病死

番縫殿介

文化3 御奉公↓文化6 御馬役↓文化7 聘使の御使者番↓文政元 家督相統↓文政3 御留守奥御番頭↓文政4 御使者番・奏者番にて御供↓文政6 御留守勤番・御使者番にて居残↓文政7 御使者番にて下向供↓文政9 御留守奥御番頭↓文政11 詔官奉行↓文政12 御陣道具奉行↓文政13 御留守奥御番頭↓天保2 御鑑奉行↓天保3 御留守中奥御番頭↓天保4 御旗奉行↓天保5 以酌庵御馳走役↓天保6 御弓頭、同御免↓天保7 以酌庵送使↓天保9 巡検上使の御使者、同御免↓天保13 御使者御馳走役↓天保14 御鉄砲頭↓弘化2 御鉄砲頭御免、再勤、再御免、病死

備考・「御奉公帳抜書」(C-3)より作成。なお縫殿介については勤役以外の動向も詳細に記載されているが、あまりにも煩雑になるので、表には勤役に限って示した。

〔番家略系図〕

番吉六高恒 — 番吉兵衛 — 番入道惠源 — 番入道妙庭 — 番入道令南

番彦右衛門茂高 — 番右近 — 番大膳 — 番和泉守 — 番左京新兵衛

番弥右衛門 — 番野勘兵衛入道 — 番野忠左衛門成安
新左衛門 — 小宮右馬介家から養子、久六
讚三郎、万治元・十卒

番柳左衛門成時 — 番権右衛門、勘之介、藤右衛門
宝永元・九卒 — 佐左衛門、享保十八・三卒

番柳左衛門 — 番内蔵之助如相 — 番内蔵助
享保十六・七卒 — 宝曆十・五卒 — 杉村四郎左衛門家から養子
六・十一卒 — 與茂之介、柳左衛門、明和

番忠左衛門 — 番柳左衛門時保 — 番縫殿介
杉村四郎左衛門家から養子 — 吉五郎、弘化二・七卒 — 常五郎
盛之介、文政二・七卒

△付記▽本稿作成に際し、石井進氏、斎藤弘征氏、田代和生氏より御教示を得た。末尾ながら記して謝意を表します。

(岩城 卓二)

対馬番家(小宮家)文書目録

A 小宮氏関係文書

番号	文書名	年月日	員数	備考	宛所、法量
1*	宗貞茂知行宛行状	永永六・一二・八 (一九九)	一通	小宮六郎	二九、二×四三、五
2*	宗貞茂知行安堵状	永永七・四・一〇 (四〇〇)	一通	小ミヤの将監	二三、五×二九、八
3*	宗貞茂知行宛行状	永永八・一〇・一五 (四〇〇)	一通	小宮将監	二九、二×三六、三
4	はいとまり浦公事足百姓注文	永永一一・ (四〇四)	一通	—	一九、六×四〇、五
5	はいとまり浦公事足百姓注文	永永二八・一二・二三 (四二二)	一通	—	一七、八×三七、四
6*	宗貞盛知行預け状	永永二八・一二・二三 (四二二)	一通	小宮主計允	二六、七×四一、八
7*	宗貞盛知行安堵状	永永二八・一二・二三 (四二二)	一通	小宮主計允	二六、七×四一、八
8*	宗貞盛知行安堵状	永永三五・六・一三 (四二八)	一通	小宮備前入道	二八、五×三七、〇
9	佐護郡あて用途注文	永永二・二八 (四三四)	一通	—	二七、四×二六、四
10*	宗貞盛知行宛行状	永永六・一二・一四 (四四五)	一通	小宮徳二郎	二六、一×三二、八
11	宗成職官途状	宝徳四・八・三〇 (四七二)	一通	小宮掃部助	二七、〇×三九、五
12*	宗貞国知行宛行状	文明三・八・一一 (四七二)	一通	小ミヤ掃部助	二五、五×三一、二
13	宗材盛名字状	延徳四・二・一一 (四九二)	一通	小宮三郎	一三、八×三〇、七
14	宗義純書下	天正五・二・九 (五七七)	一通	小宮右馬助	二四、八×三四、六
15	宗茂勝書状	一〇・一四	一通	宗左京亮・小ミヤ備前守	二五、九×三九、五
16	文書断簡	・	一通	—	二四、八×二〇、一

(*は『享禄馬廻御判物帳』(表1)所収文書)

B 宗氏判物類

番号	文書名	年月日	員数	備考(差出宛名)
1	宗義成判物	寛永一四・一〇・一九	一通	↓番久六、讚三郎を遣わす
2	宗義成判物	寛永一七・一一・一五	一通	↓末永六之助、権九郎を遣わす
3	宗義成知行宛行状	寛永二〇・正・一七	一通	↓番野忠左衛門、佐護村に所領を宛行う
4	宗義成判物	慶安四・四・一五	一通	↓末永与平次、成比・与右衛門を遣わす
5	宗義成判物	承応三・五・一九	一通	↓末永権九郎、番野権右衛門・成時を遣わす
6	宗義成知行宛行状	明暦二・八・一	一通	↓番野忠左衛門、仁位郡青梨原に加増
7	宗義成書状	・一〇・一五	一通	↓多田与左衛門・番野忠左衛門、江戸帰路よりの指示
8	宗義真知行宛行状	寛文三・正・晦	一通	↓番野権右衛門、高一〇〇石を宛行う
9	宗義真知行宛行状	延宝六・一〇・二七	一通	↓番柳左衛門、高三〇石を加増
10	宗義真知行宛行状	延宝九・正・元	一通	↓番柳左衛門、高一七〇石を遣わす
11	宗義真知行宛行状	天和二・正・元	一通	↓番柳左衛門、高九〇石を加増
12	宗義真書状	・九・三	一通	↓番柳左衛門、江戸帰路よりの指示
13	宗義真書状	・一一・二一	一通	↓番柳左衛門
14	宗義方知行安堵状	元禄一五・一一・九	一通	↓番柳左衛門、高二六〇石を安堵
15	宗方誠知行安堵状	享保四・五・一	一通	↓番権右衛門、高二六〇石を安堵
16	宗義如知行安堵状	享保一八・九・一五	一通	↓番内藏助、高二六〇石を安堵
17	宗義如判物	延享四・四・一五	一通	↓番内藏助、如相を遣わす
18	宗義蕃知行安堵状	宝曆二・一一・一五	一通	↓番内藏助、高二六〇石を安堵
19	宗義暢知行安堵状	宝曆二・九・一一	一通	↓番与茂之介、高二六〇石を安堵
20	宗義功知行安堵状	安永七・七・九	一通	↓番盛之介、高二六〇石を安堵

番号	文書名	年月日	員数	備考(差出宛名)
21	宗義質知行安堵状	文化一四・七・一八	一通	↓番忠左衛門、高二六〇石を安堵
22	宗義章知行安堵状	天保一〇・七・二三	一通	↓番柳左衛門、高二六〇石を安堵
23	宗義和知行安堵状	天保一四・二・二五	一通	↓番柳左衛門、高二六〇石を安堵
24	宗義和判物	文久三・正・二五	一通	↓番縫殿介、一字を遣わす
25	宗義達知行安堵状	文久三・九・一五	一通	↓番縫殿介、高二六〇石を安堵
26	対馬書状	・六・七	一通	↓番権右衛門尉、江戸帰路よりの指示
27	〔宗氏判物類写綴〕	・	仮綴	
28	〔宗氏判物類写〕	・	一点	
C 番 家				
系図・系図調べ				
1	覚(小宮家先祖之系図、番家之御判ニ相添度ニ付)	貞享三・一〇・二五	一通	番権右衛門・同姓与右衛門↓小宮判兵衛
2	届書控 且編集御用ニ付御達写	文久三・五・	豎一冊	
3	御奉公帳抜書	・	豎一冊	正保元年より文久二年まで
4	高八拾石中之番御奉公帳書抜	・	豎一冊	正保元年より文政十二年まで
5	〔御奉公帳抜書〕	・	豎一冊	貞享元年より元禄九年まで
6	〔御奉公帳抜書〕	・	二点	天保六年より安政四年まで
7	〔御奉公帳抜書〕	・	四点	
8	〔寛文三年分限帳抜書〕	・	一点	
9	〔知行増減帳抜書〕	・	一点	

	△番号▽	△文書名▽	△年月日▽	△員数▽	△備考▽(差出↓宛名)
10	御継目ノ御判物頂戴候式大略左之通り			一通	
11	〔番家系図〕			八点	
12	〔小宮家代々名前書上〕			一点	
13	先祖代々諸精霊			一通	
	宗旨目録				
14	口上覚(浅原村百姓家内へ引入度)		・ 正	一通	番柳左衛門↓野村安賀之介
15	覚(御家内瀧蔵分寺証文受取ニ付)		・ 一・一七	一通	善八↓番柳左衛門様御役人衆
16	覚(宗旨目録控)	弘化	五・三・六	一通	番常五郎↓田嶋造酒充他三名
17	覚(宗旨目録控)	嘉永	三・三・一	一通	番常五郎↓田嶋造酒充他二名
18	覚(宗旨目録控)	嘉永	五・二・二	一通	番常五郎↓田嶋造酒充他三名
19	覚(宗旨目録控)	安政	二・三・七	一通	番縫殿介↓田嶋造酒充他二名
20	覚(宗旨目録控)	安政	三・三・一	一通	番縫殿介↓田嶋造酒充他三名
21	覚(宗旨目録控)	安政	五・二・晦	一通	番縫殿介↓田嶋造酒充他二名
22	覚(宗旨目録控)	安政	六・三・六	一通	番縫殿介↓戸田惣右衛門六名
23	覚(宗旨目録控)	万延	二・三・六	一通	番縫殿介↓中原狩野介他三名
24	覚(宗旨目録控)	文久	二・三・三	一通	番縫殿介↓俵又三郎他三名
25	覚(宗旨目録控)	文久	三・三・六	一通	
26	覚(宗旨目録控)	文久	四・二・二	一通	番縫殿介↓御改所
27	覚(宗旨目録控)	元治	二・二・二	一通	番縫殿介↓中原狩野介他三名
28	口上覚(娘すて改名ニ付)	慶応	二・		
29	覚(宗旨目録控)				

番号	文書名	年月日	員数	備考(差出宛名)
30	覚(宗旨目録控)	明治二・三・六	一通	番縫殿介↓御憲台
31	覚(宗旨目録控)	明治三・五・九	一通	↓御憲台
32	覚(宗旨目録下書)	丁卯	一通	
33	覚(宗旨目録下書)	戊辰	一通	
34	口上覚(弟中原猪野介養子ニ付)	・二・二	一通	番縫殿介↓御改所
35	口上覚(弟右馬次郎養子ニ付)	・二・二	一通	番縫殿介↓御改所
36	口上覚(出生届下書)	・	一通	番縫殿介↓御改所
37	覚(宗旨目録下書)	・	一通	
38	壬申正月戸籍編製ニ付届出候控	・	一通	
39	〔敵原藩士族番高麗造家戸籍〕	・	一五点	
40	〔敵原藩士族番高麗造家戸籍下書〕	・	一通	
41	〔士族番幾太郎戸籍下書〕	・	一通	
追腹一件				
42	天道願書(主君不例御病氣ニ付)	明曆三・一〇・八	一通	番野忠左衛門、42〜50一括袋入り、袋上書「忠左衛門公光雲院様御一周忌ニ追腹被仕候節書置辞世其外御家中之殉死申留之書御命代願文共凡五枚」
43	天道願書(主君不例御病氣ニ付)	明曆三・一〇・八	一通	番野忠左衛門、42の写
44	〔番野忠左衛門殉死申留ニ付言上書〕	(万治元)・一〇・二五	一通	平田斎宮地↓唐坊佐左衛門・黒木惣左衛門
45	〔番野忠左衛門殉死申留ニ付言上書〕	(万治元)・一〇・二五	一通	平田斎宮他↓唐坊佐左衛門・黒木惣左衛門、44の写
46	〔拙子追腹ニ付言上書〕	万治元・一〇・二六	一通	番野忠左衛門↓御奉行衆中
47	〔拙子追腹ニ付言上書〕	万治元・一〇・二六	一通	番野忠左衛門↓御奉行衆中、46の写

番号	文書名	年月日	員数	備考(差出宛名)
48	〔追腹ニ付書置〕	万治元・一〇・二六	一通	番野忠左衛門
49	〔追腹ニ付書置〕	(万治元・一〇・二六)	一通	番野忠左衛門、48の写
50	辞世	万治元・一〇・二六	一通	番野忠左衛門
51	〔鰐淵長兵衛へ香花遣ニ付申渡〕	(文化三)・一〇・二五	一通	年寄中
52	〔鰐淵長兵衛へ香花遣ニ付申渡〕	(文化三)・一〇・二五	一通	大浦兵左衛門↓番盛之介親類中
53	口上覚(鰐淵長右衛門家名ニ付)	・	一通	番柳左衛門時代のもの
54	〔番柳左衛門願添願ニ付口上〕	・	一通	番柳左衛門時代のもの
55	〔鰐淵長右衛門子孫困窮ニ付口上〕	・	一通	番縫殿介↓樋口弾正他二名
56	〔鰐淵長右衛門子孫困窮ニ付口上〕	・	一通	番縫殿介↓樋口弾正他二名
57	〔縫殿介願添願ニ付口上〕	・	一通	追腹子孫之者中他↓御組頭中
58	〔鰐淵長右衛門子孫困窮ニ付口上〕	・	一通	
59	〔縫殿介願添願ニ付口上〕	・	二通	
60	根猪三郎書状	・	一通	
武術・学芸・音信				
61	本心鏡智流鍵鎗仕相稽古次第	安永七・閏七・	折本	森川兎毛↓久和治左衛門
62	〔御弓始ニ付御褒状〕	文政四・正・四	一通	平田帯刀他三名↓番柳左衛門
63	〔御弓始ニ付御褒状〕	文政五・正・四	一通	平田帯刀他三名↓番柳左衛門
64	〔御弓始ニ付御褒状〕	文政六・正・四	一通	田嶋左近右衛門他二名↓番柳左衛門
65	〔御弓始ニ付御褒状〕	文政二・正・二	一通	小川丹下他六名↓番柳左衛門
66	〔御弓始ニ付御褒状〕	天保五・正・四	一通	小川丹下他五名↓番柳左衛門
67	〔御弓始ニ付御褒状〕	天保七・正・四	一通	仁位孫一郎他四名↓番柳左衛門

△番号▽ △文書名▽

△年月日▽

△員数▽

△備考▽ (差出↓宛名)

D 勤 役

68	〔御弓始ニ付御褒状〕	天保 七・正・一八	一通	仁位孫一郎他四名↓番柳左衛門
69	〔御弓始ニ付御褒状〕	嘉永 四・正・四	一通	杉村大蔵他六名↓番常五郎
70	〔御弓始ニ付御褒状〕	嘉永 六・正・四	一通	杉村大蔵他五名↓番常五郎
71	〔御弓始ニ付御褒状〕	安政 五・二・二三	一通	戸田頼母他五名↓番縫殿介
72	謹考(縫殿介長男時雍花押)	慶応 三・二・五	一通	永瀬二七郎↓番縫殿介・長男時雍、「則貫」命名書とも袋入り ↓時やす・縫殿介、包紙入り一括
73	母様書状	・閏4・6	六通	
74	某書状	・八・七	一通	御機嫌伺い
75	漢詩	・一二・九	六点	
1	石白米通帳	寛政 元・正・	横一冊	番森之介
2	〔勤向奇特ニ付御褒状〕	・一二・一六	一通	平田河内↓番盛之介
3	〔役儀精勤ニ付御褒状〕	慶応 二・八・九	一通	↓与頭席御印判役番縫殿介 年寄中↓番縫殿介
4	申合(有馬中務大輔様御所望之朝鮮鷹ニ付)	・二・	一通	番縫殿介留守↓御与頭中 朝鮮御用支配↓番縫殿介
5	口上覚(元町人九郎潜商之科ニ付)	・三・二	一通	番縫殿介留守↓御与頭中 朝鮮御用支配↓番縫殿介
6	覚(渡館役ニ付)	・三・	一通	朝鮮御用支配↓番縫殿介
7	覚(下男宇右衛門水夫として渡鮮ニ付)	・五・一五	一通	番縫殿介↓御舟奉行所
8	播磨書状	・六・一一	一通	↓番縫殿介、御注文の品について
9	樋口監物他二名書状	・六・二四	四通	↓番縫殿介、紗御羽織他差し上げについて
10	播磨書状	・一〇・一九	一通	↓番縫殿介、御注文の品について
11	平田茂左衛門他二名書状	・一一・二四	一通	↓番縫殿介、注文品の不着について

	△番号▽	△文書名▽	△年月日▽	△員数▽	△備考▽(差出↓宛名)
12		覚(公儀御代替・明川漂民御送還改撰ニ付)	・一二・	一通	朝鮮御用支配↓番縫殿介
13		内達(館守役ニ付)	・一二・	一通	年寄中↓番縫殿介
14		〔越前船朝鮮江漂流之節御苦勞ニ付番縫殿介へ金子遺状〕	・	一通	
15		口上覚(御裏判之寺証文相納ニ付)	・二・	一通	番高麗造↓御憲台
16		御褒状(刀一腰御頂戴ニ付)	・九・一〇	一通	仁位半左衛門他四名↓番高麗造
17		礼状(刀一腰御頂戴ニ付)	庚午 ・一〇・	一通	↓鹿藤徳兵衛他四名
18		〔朝鮮役務関係書状綴〕	巳 ・一一・	竪一冊	
19		口上覚(足輕作次郎家内へ引請度)	・二・	一通	↓御郡奉行所
20		某書状	・六・二二	四通	他に七・八、一〇・一九、一二・二三あり
21		口上覚(小浦村小太郎家内へ引請度)	・	一通	小浦村肝煎り市郎兵衛↓神宮友左衛門
E 近代					
1		〔番幾太郎下等小学校第八級卒業証書〕	明治七・六・	一通	読書教員越柏太郎他二名↓
2		〔番幾太郎下等小学校第八級卒業証書〕	明治七・九・二〇	一通	教員多田剛二郎他四名↓
3		〔保長任命書〕	明治八・七・	一通	殿原会所↓番高麗造
4		中院院教会加入之証	明治九・三・	四点	長崎県中院院↓
5		〔番幾太郎家督相続ニ付申渡〕	明治九・五・二二	一通	長崎県↓
6		〔十年分頭税納入申渡〕	明治一〇・二・一六	一通	区務所↓番幾太郎
7		〔殿原小学校学費差出奇特ニ付賞替〕	明治一一・五・	一通	長崎県↓番高麗造
8		〔陥溺者教授ニ付賞詞〕	明治一五・九・二七	一通	長崎県↓巡查番幾太郎

△番号▽ △文書名▽

△年月日▽

△員数▽

△備考▽ (差出↓宛名)

- 9 改名願
明治一七・九・三二 一通 士族番幾太郎↓大書記官小野修一郎
- 10 地所建物送産相統登記願
明治二四・一〇・五 堅一冊 高麗造相統人番弥兵衛↓蔽原区裁判所
- 11 〔浅藻開拓御免願〕
・一一・二〇 堅一冊 番幾太郎↓蔽原序

釈文

A-1 宗貞茂知行宛行状 (折紙)

对馬島井(伊奈)な

郡さいちやう地内

二反井な崎五百文、

同郡仁田地

分一貫五百文、同

村島地五百文、

此所之地問之事

為給分所充行

也、任先例可被(折返し)

沙汰状如件、

応永六

十二月八日貞茂 (花押)

小宮六郎殿

A-2 宗貞茂知行安堵状

对馬島之内

(仁田)道心にたのたう志ん

かあとの事、

せん日給文と

してあておこない

候うへへ、志さいあ

るへからさる所也、

よて状如件、

応永七

卯月十日貞茂 (花押)

小ミヤの将監殿

A-3 宗貞茂知行宛行状 (折紙)

对馬島内早

留浦代官職

事、所申付也、

任先例可致

沙汰状如件、

応永八

十月十五日貞茂(花押)

小宮将監殿

A-4 はいとまり浦公事足百姓注文

端裏書

かすへニ

いこのためにかきおき申

はいとまりのうらの

くしあしの百しやうのふん

一 ゑもん三郎かめうとともニ百しやう、

一 さこんの九郎かめうとともニ

志やうにて候

一 二郎五郎かめうとともニ百し(やう)

一 ひこ五郎わいな百しやうにて、

女はうわかつきめ(潜女)の百しやう

一 平三郎かめうとともニ百しや(う)

一 ぼちいわいな百しやうにて(う)女は(う)

わかつきめの百しやうにて

一 二郎太郎かめうとともニ百しや(う)

一 (ま)三郎かめうとともニ百しや(う)

一 二郎三郎かめうとともニ百しやう

一 ひこ三郎かめうとともニ百しや(う)

かの人数ちかい申候ハ、此

中もんおさきとし

であるへし、

応永十一

A-5 はいとまり浦公事足百姓注文

はいとまりのうらの

くしあしの百しやうのふん

一 ゑもん三郎めうとともニ百

しやうにて候、

一 さこんの九郎かめうとともニ

百しやうにて候、

一 二郎五郎かめうとともニ百

しやうにて候、

一 ひこ五郎わいな百しやうにて候、

女はうわかつきめ(潜女)の百

しやうにて候、

一 へい三郎かめうとともニ百

しやうにて候、

一 ぼちいわいな百しやうにて候、

女はうかつきめの百しやうにて

一二郎太郎かめうととも二百

しやうにて候、

A-6 宗貞盛知行預け状(折紙)

対馬島内はや

とまりの代管

職事、所預

置也、任先例

可被致其沙汰

之状如件、

応永廿八

十二月廿三日貞盛(花押)

小宮主計允殿

A-7 宗貞盛知行安堵状

(伊奈) いなのこほりの内

(仁田) (道心) にたのたうしんの

跡事、さうふん

として知行

不可有相違状

如件、

応永廿八

十二月廿三日

貞盛(花押)

小宮主計允殿

A-8 宗貞盛知行安堵状(折紙)

対馬島伊奈郡

之内所々本給事

任貞茂御判之旨

知行不可有相違

之状如件、

応永卅五

六月十三日貞盛(花押)

小宮備前入道殿

A-9 佐護郡あて用途注文(折紙)

(佐護郡) さこのこほりのあ

てようとうの事、

百六十五文とちろ

のしはい

(佐須奈) 百文 さすなの

六郎入道

ひやく五郎

三十文けんしう

以上三百九十文

十二月廿八日(花押)

宝徳四

八月卅日成職(花押)

小宮掃部助殿

A-10 宗貞盛知行宛行状(折紙)

対馬島(伊奈)いな郡

の内道心の跡之事、

為給分充行

所、被任先例可

致其沙汰之状

如件、

永亨六

十二月十四日

貞茂(花押)

(折返し)

小宮徳二郎殿

A-12 宗貞国知行宛行状(折紙)

対馬島(伊奈)いな郡

の内(道)たうしんかあ

との事、せん日給

分としてあてを

こない候間、可致其

沙汰所也、

之状カ如件、

文明三 貞国(花押)

八月十一日

小ミヤ掃部助殿

A-11 宗成職官途状(折紙)

掃部助之

事、不可有

子細候之状

如件、

A-13 宗材盛名字状(もと折紙か)

盛村之事、不

可有子細状如件、

延徳四年

二月十一日材盛(花押)

小宮三郎殿

A-14 宗義純書下(折紙)

早留之百姓男

女の筋の披官の

事、あるひハ殿中、あ

るいハ他所へ罷出

候とも、急度被仰

付候て可返遣之事

(実カ) 定也、仍為後日之状

如件、

天正五年

二月九日義純(花押)

小宮右馬助殿

A-15 宗茂勝書状(折紙)

なを [] の

きう所あしを

見られ候するため

よし間、つけられ

へく候、この分

御心ゑあるへく候、

くんないのてんはく

おの／＼かゝゑ分の

さい所の事、つけ

わけられ候するよし

候、しかれハその方

りやう人のかゝゑ

分の事、つけられ候

をあひさゝゑられ候

よしちうしん候、

しかりといへとも

くんなミにつけ

わけられ候するニハ

とかくのきしかるへ

からす候、まつくつけ

[] きう所の (折返し)

ふんニかくへしの事ハ

ほんそうあるましく候、

もし人々申候を

さいそく候ハ、きと

かさねてちうしん

あるへく候、その時

殿さまへひろうを

いたすへく候、
恐々謹言、

宗伊与守

十月十四日茂勝(花押)

宗左京亮殿

小ミヤ備前守殿

A-16 文書断簡(折紙)

つしまのしま

カ(伊奈郡)

内いなこほり

さいちやうち

の事、

(以下欠失)

岩城卓二(国立歴史民俗博物館歴史研究部)
小島道裕(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

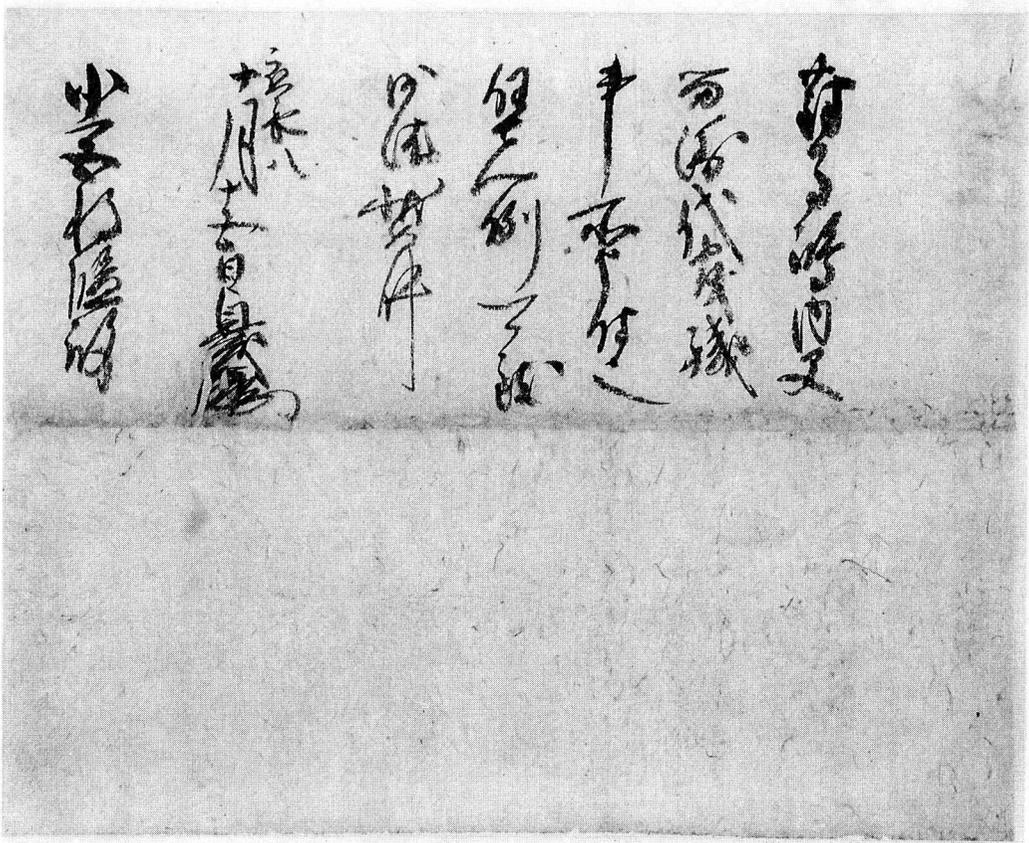


写真3 宗貞茂知行宛行状 (A-3)

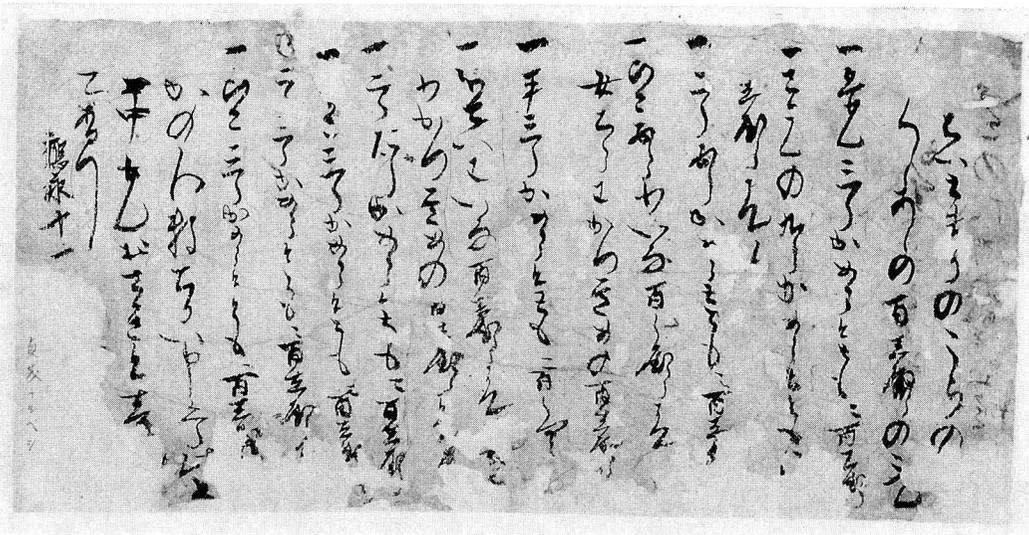


写真4 はいとまり浦公事足百姓注文 (A-4)

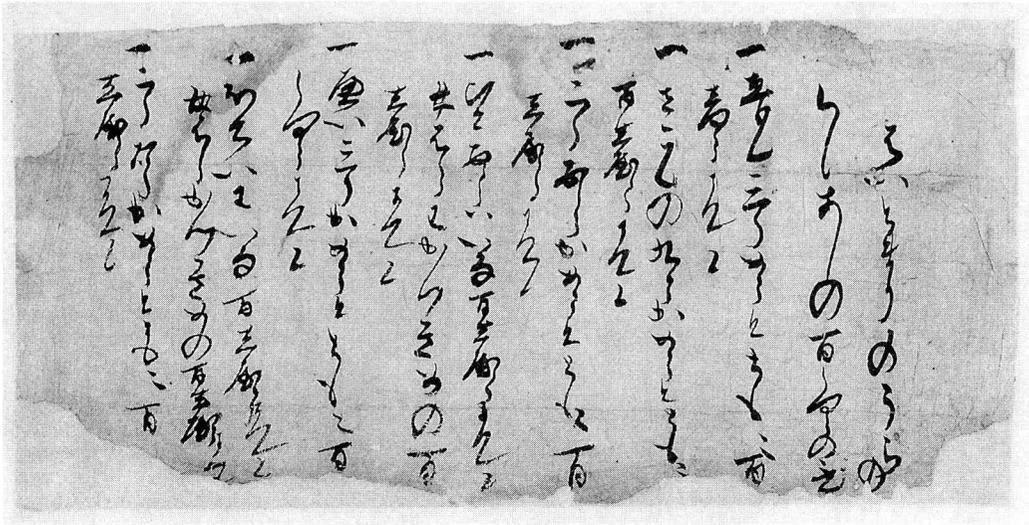


写真5 はいとまり浦公事足百姓注文 (A-5)

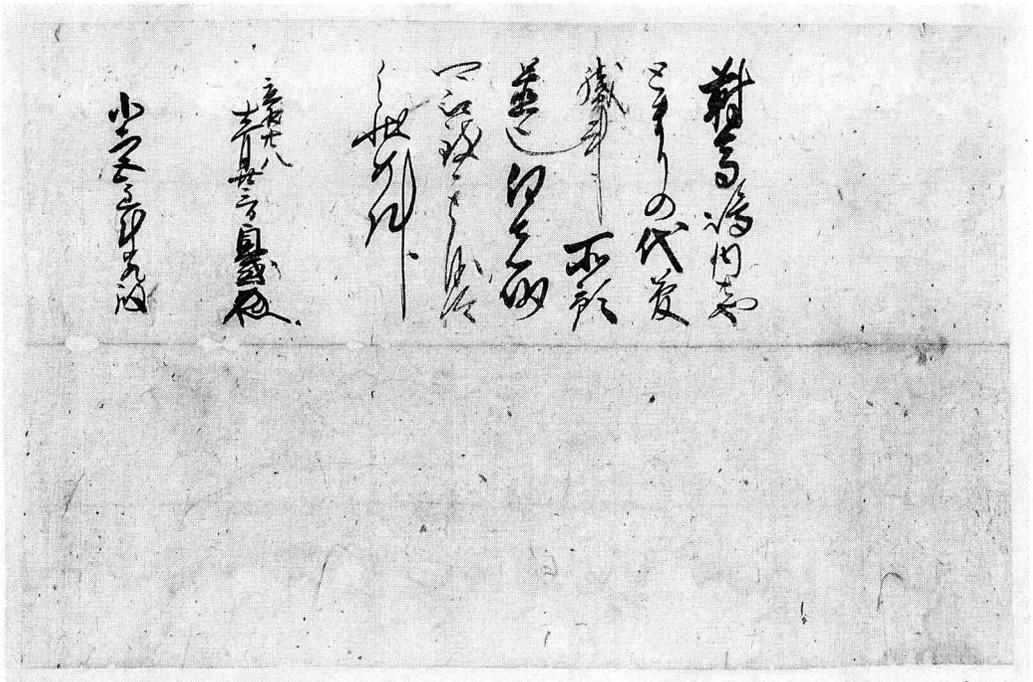


写真6 宗貞盛知行預け状 (A-6)

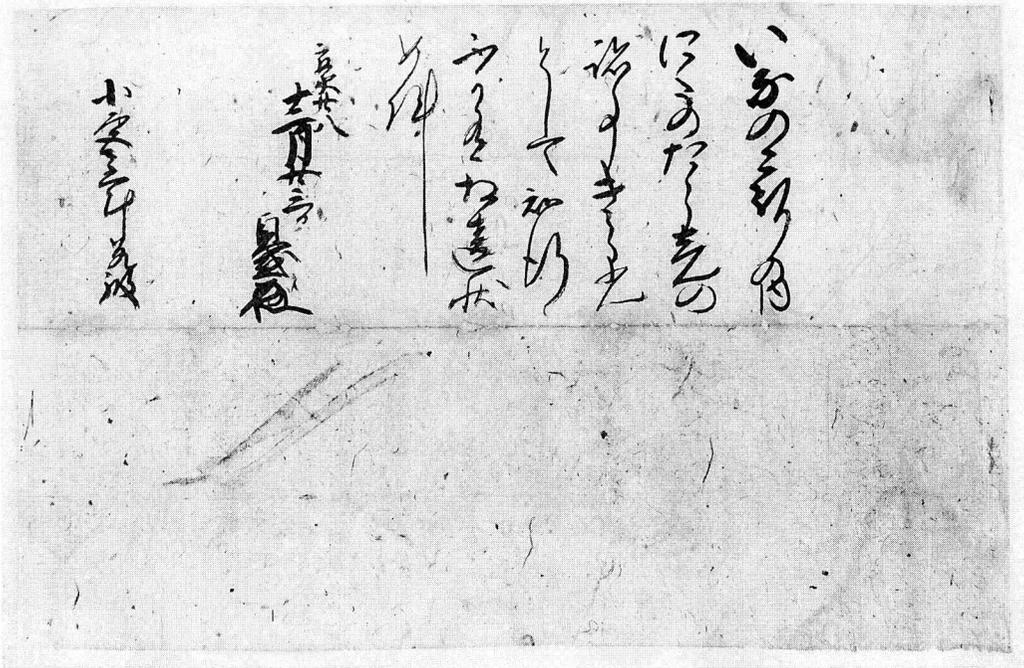


写真7 宗貞盛知行安堵状 (A-7)

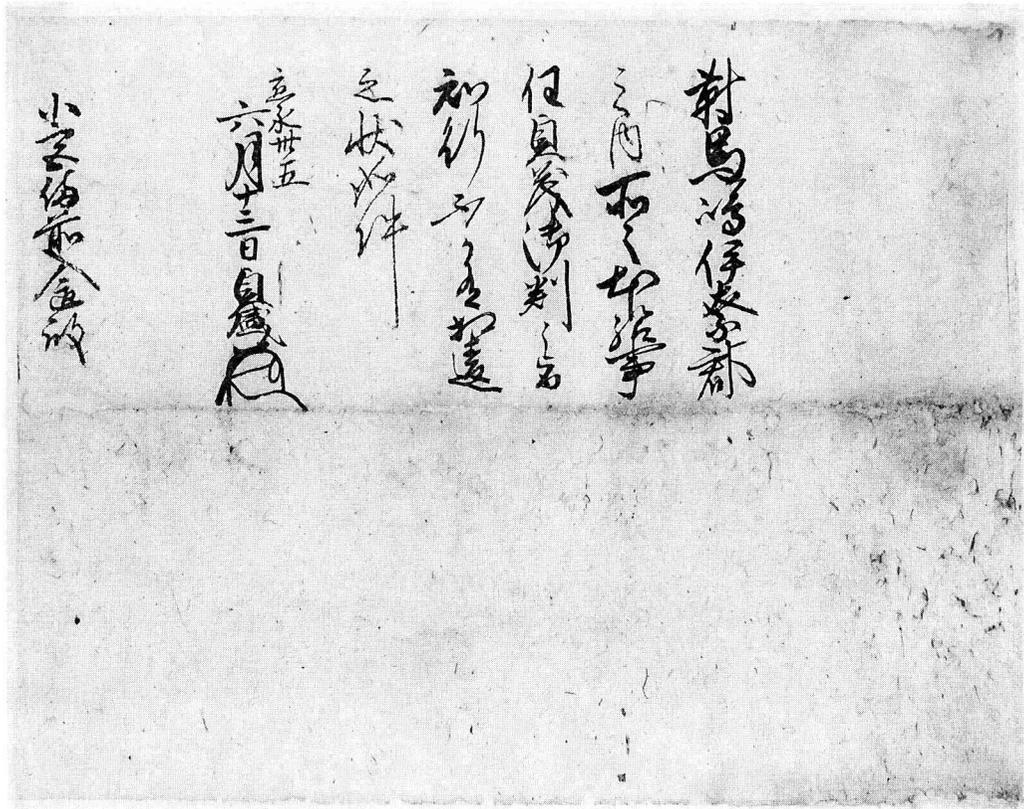


写真8 宗貞盛知行安堵状 (A-8)

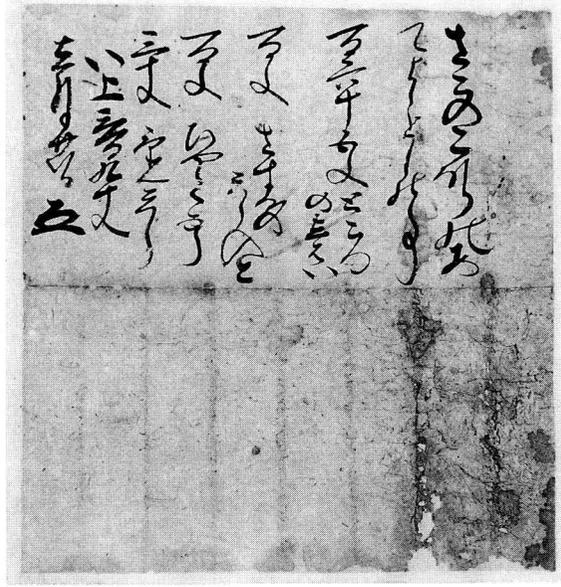


写真9 佐護郡あて用途注文 (A-9)

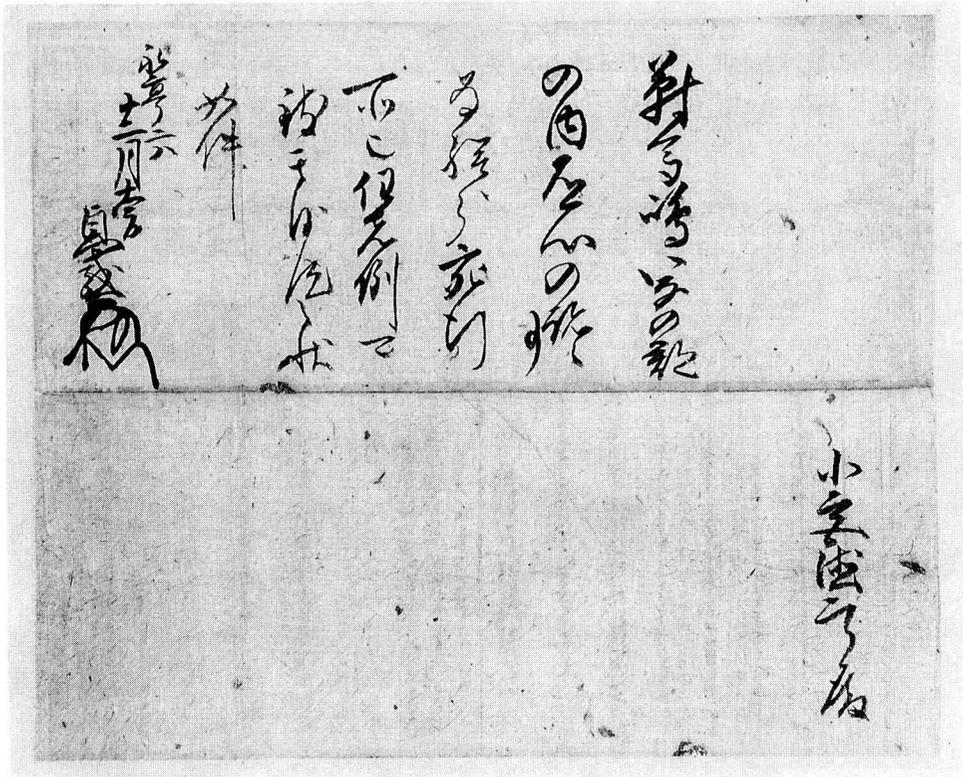


写真10 宗貞盛知行宛行状 (A-10)

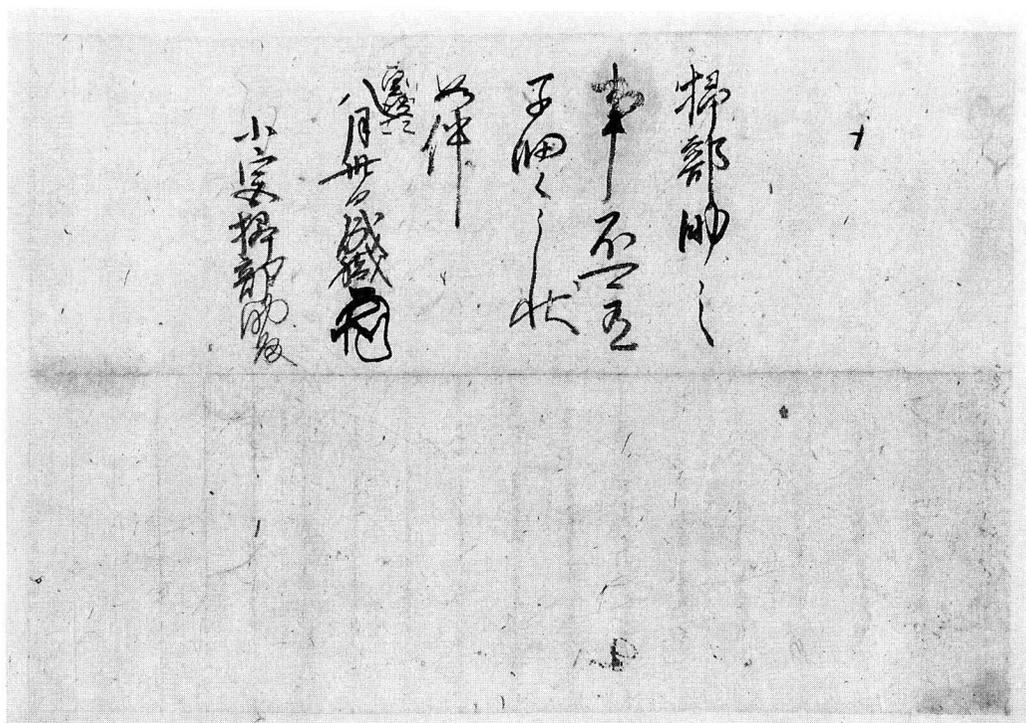


写真11 宗成職官途状 (A-11)

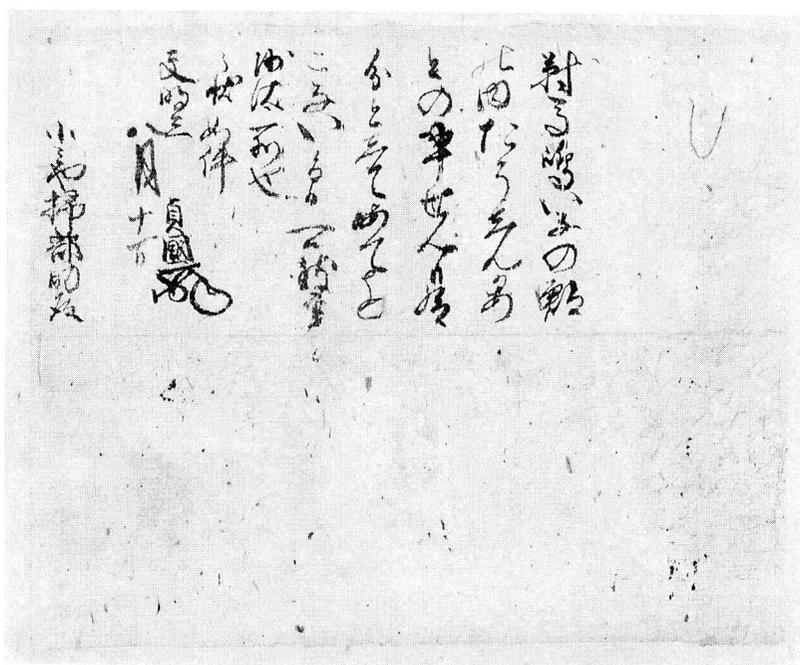


写真12 宗貞国知行宛行状 (A-12)



写真13 宗材盛名字状 (A-13)

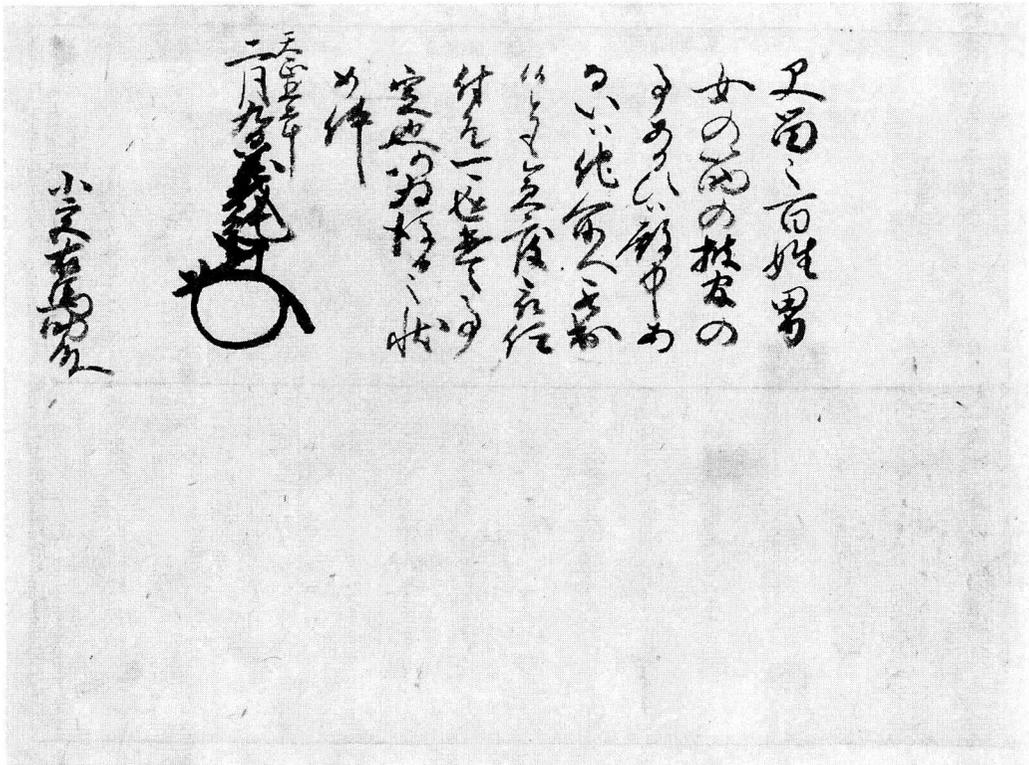


写真14 宗義純書下 (A-14)

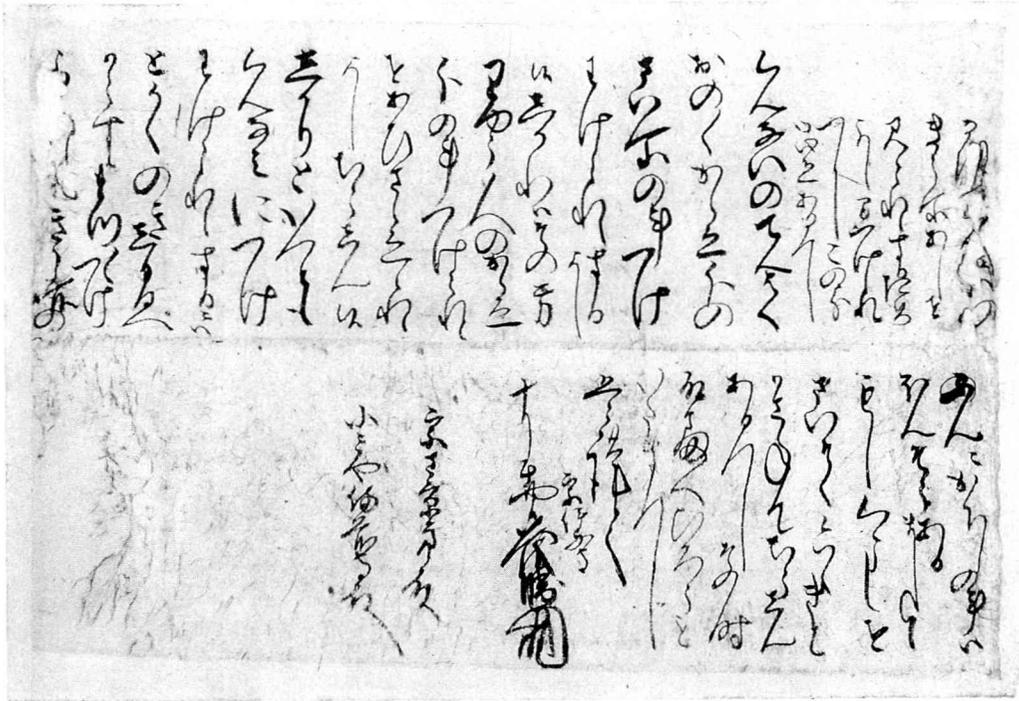


写真15 宗茂藤書状 (A-15)

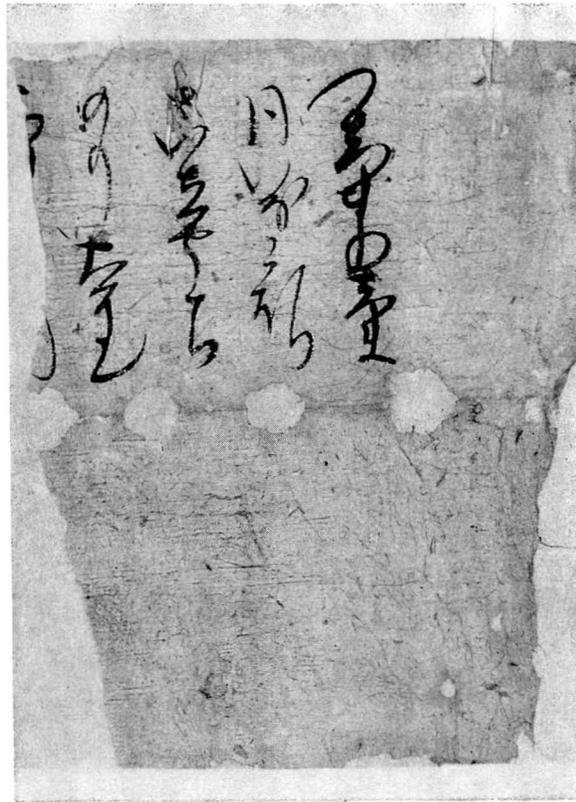


写真16 文書断簡 (A-16)

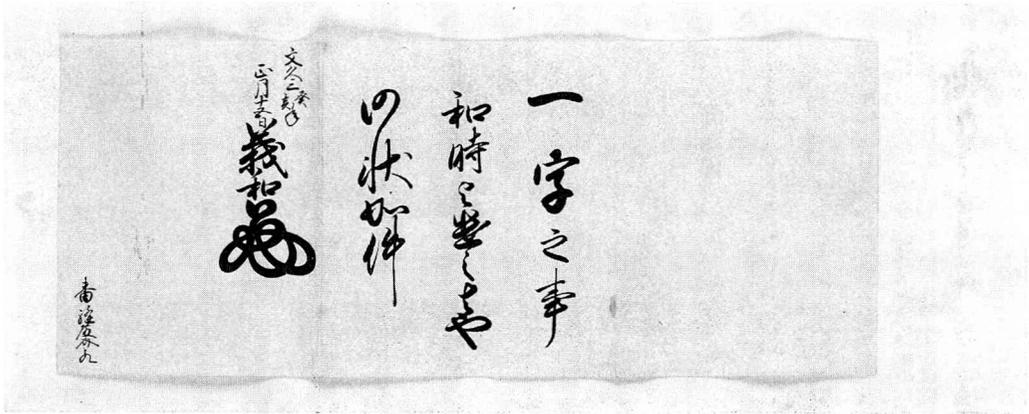


写真20 宗義和判物 (B-24)

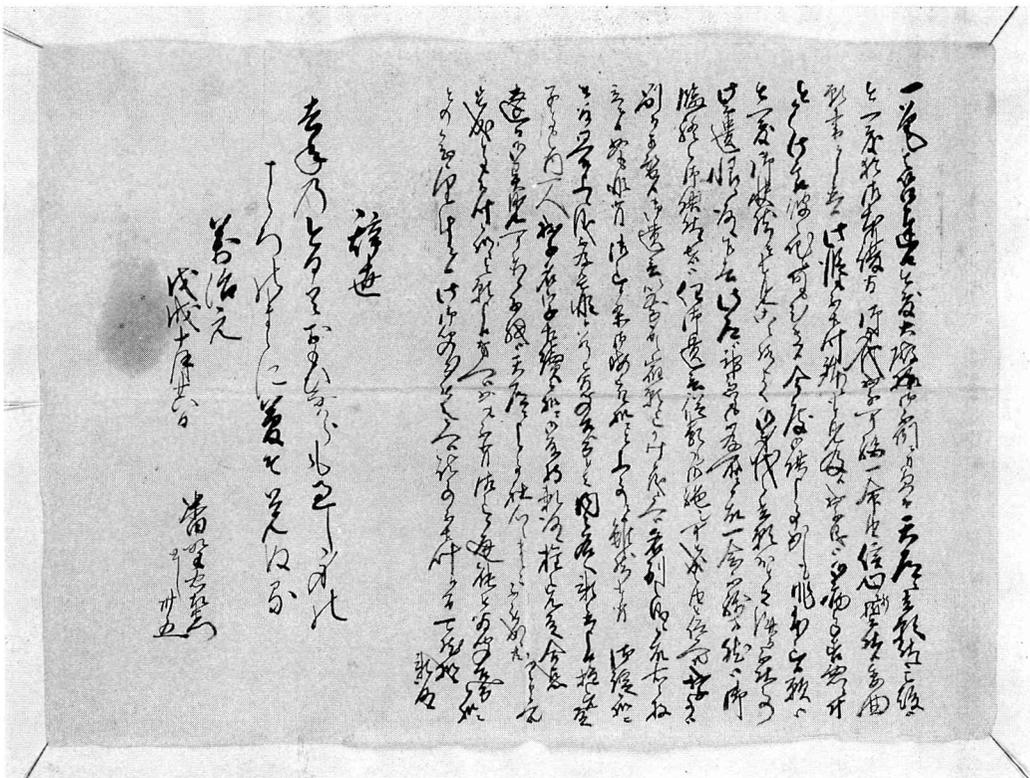


写真21 拙子追腹=付言上書 (C-46)